

被災地支援特別融資【事業資金】

スーパー・ グレードアップV^{ファイブ}

ご融資額 **500万円** 2.50%
(変動金利)

幅広い事業資金ニーズをサポートします!

創業支援・業種転換資金
事業資金・資金繰り支援

お客様のご要望に
スピーディーに
おこたえします!!

1年間元利金の返済据置

※1年経過後にご返済が開始(返済方法はオーダーメイドで、ご相談に応じさせていただきます。)

担保・保証人不要

※概要は裏面を参照願います。

※ご返済の試算額については、お客さま相談係または窓口にお申し出ください。

※お申込に際し当金庫所定の審査基準がございます。(詳しくはお問い合わせください)



MORI NO MIYAKO
SHINKIN BANK

“最も相談しやすい地元のしんぎん”を目指しています。

杜の都信用金庫

<http://www.morinomiya-shinkin.co.jp/>



キャラクター：モリリン

被災地支援特別融資「スーパー・グレードアップ^{ファイブ}」

平成28年11月30日現在

1. 商 品 名	被災地支援特別融資「スーパー・グレードアップ ^{ファイブ} 」
2. ご利用 いただける方	以下の条件をすべて満たす法人、個人事業者、及び、新たに事業を開始しようとする創業者(創業後1年を経過していない法人または個人事業者含む)の方 (1) 当金庫の地区内に事業所を有し、常時使用する従業員が300人以下、または資本の額(出資の総額)が9億円以下の法人の方。 (2) 当金庫の地区内に住所または居所を有する個人事業者の方。 (3) 当金庫の審査基準を満たした方。
3. お 使 い み ち	被災地支援を目的とした運転資金および設備資金
4. ご融資限度額 ご 利 用 期 間 ご 返 済 方 法 元 利 金 据 置 ご 融 資 利 率	500万円以内(10万円以上10万円単位) 1年超5年以内 ※当初1年間元利金の返済を据置くこともでき、1年経過後の返済方法についてはオーダーメイドで、ご相談に応じさせていただきます。 2. 500%(変動金利)
5. お持ち頂く書類	(1) 本人確認資料 (2) 住民票謄(抄)本、商業登記簿謄本、定款等 (3) 決算書<申告書・決算報告書・付属明細を含む>、青色申告書、納税証明書(過去2~3年分)等 (4) 資金用途確認資料(見積書・契約書等)、事業計画書他
6. 保 証 会 社	必要ありません。
7. 保 証 人	必要ありません。
8. 担 保	必要ありません。
9. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	(1) 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さま相談室(8時30分~17時、電話:022-222-8076)にお申し出ください。 (2) 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
10. そ の 他	※お申込に際し当金庫所定の審査基準がございます。審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。 ※その他、詳しくは窓口までお問い合わせください。



“最も相談しやすい地元のしんきん”を目指しています。

杜の都信用金庫

<http://www.morinomiya-shinkin.co.jp/>